

綾町

第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

綾町 福祉保健課

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	障がい者施策の近年の動きと法的根拠	1
	(1) 障がい者に関する法律	1
3	計画の対象と法的定義	5
	(1) 障害者基本法における定義	5
	(2) 障害者総合支援法における定義	5
4	障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業の全体像	6
	(1) 障害者総合支援法に基づく事業について	6
	(2) 児童福祉法に基づく事業の全体像	6
5	計画の位置づけ等	7
	(1) 計画の位置づけと目的	7
	(2) 他計画との関係	7
	(3) 計画の期間	7
6	基本方針	8
	(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	8
	(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施	8
	(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	8
	(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	8
	(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	9
	(6) 障がい福祉に向けた人材の確保	9
	(7) 障がい者の社会参加を支える取組	9

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1	人口構造の推移	10
2	障がいのある人の状況	11
	(1) 障害者手帳所持者数からみた動向	11
	(2) 身体障がい者の状況	12
	(3) 知的障がい者の状況	13
	(4) 精神障がい者の状況	14
3	その他の各種受給者の状況	15
	(1) 経済的支援受給者数の推移	15

(2) 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）受給者数の推移 .....	15
(3) 福祉医療費助成対象者の推移 .....	15
(4) 難病等患者の推移 .....	16
(5) 障害支援区分認定実施状況の推移 .....	16
(6) 障がい福祉サービス等利用決定者数の推移 .....	16
4 障がいのある子どもの状況 .....	17
(1) 障がい児保育の状況の推移 .....	17
(2) 障がいのある子どもの就学状況の推移 .....	17

### 第3章 第6期障がい福祉計画の評価及び第7期障がい福祉計画の確保方策

1 第6期障がい福祉計画の成果目標等と進捗状況 .....	18
(1) 成果目標の進捗状況（第6期障がい福祉計画） .....	18
2 国の基本方針の見直しに係る目標の設定 .....	20
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 .....	20
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	21
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 .....	22
(4) 福祉施設から一般就労への移行 .....	22
(5) 相談支援体制の充実・強化等 .....	23
(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 .....	25
3 第7期障がい福祉計画における各サービスの見込量と確保方策 .....	26
(1) 自立支援給付の見込量 .....	26
(2) 地域生活支援事業の見込量【必須事業】 .....	33
(3) 地域生活支援事業の見込量【任意事業】 .....	38

### 第4章 第2期障がい児福祉計画の評価及び第3期障がい児福祉計画の確保方策

1 第2期障がい児福祉計画の成果目標等と進捗状況 .....	40
(1) 各事業の進捗状況（第2期障がい児福祉計画） .....	40
2 国の基本指針の見直しに係る第3期計画の成果目標の設定 .....	41
(1) 障がい児支援の提供体制の整備（第3期障がい児福祉計画） .....	41
3 第3期障がい児福祉計画における各サービスの見込量と確保方策 .....	43
(1) 児童発達支援 .....	43
(2) 放課後等デイサービス .....	43
(3) 保育所等訪問支援 .....	43
(4) 居宅訪問型児童発達支援 .....	43

(5) 障がい児相談支援 .....	44
(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの人員配置 .....	44

## 第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進のために .....	45
(1) 障がい者（児）のニーズ把握・反映 .....	45
(2) 地域社会の理解促進 .....	45
(3) 障がい者（児）の地域参加の促進 .....	45
(4) 医療的ケアをはじめとする障がい特性を理解した人材の育成・確保 .....	45
2 推進体制の整備 .....	46
(1) 庁内の推進体制の整備 .....	46
(2) PDCA サイクルによる計画の評価・管理体制 .....	46
(3) 地域ネットワークの強化 .....	46
(4) 関係機関との連携・協力体制の確保 .....	47
(5) 広報・啓発活動の推進 .....	47

## 資料編

1 綾町障がい者自立支援協議会設置要綱 .....	48
---------------------------	----

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

---

近年、障がい者を取り巻く制度や法律は、大きな転換期を迎えています。国は、障害者権利条約批准後初めての基本計画となる「第4次障害者基本計画」を平成30年3月に策定し、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報等の各分野における諸施策の方向性を明示しました。この第4次障害者基本計画に沿い、障がい者の法定雇用率の引き上げや、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正等が進み、障がい者の社会参加の機運が高まりました。しかし、障がい者に対する差別や偏見は根強く存在し、日常生活上の不便さ・困難さを招く障壁もいまだに残っており、障がいの有無にかかわらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取組により共生意識の定着を図ることが求められています。

このような中、国において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和二年厚生労働省告示第二百十三号）（以下「国の基本指針」という。）に基づき、障害福祉計画及び障害児福祉計画における新たに盛り込むべき内容が示されました。

本町においては、「綾町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は令和5（2023）年度をもって計画期間の3年を終了するため、今回示された国の基本指針に基づき見直しを行い、綾町第7期障がい福祉計画（以下「第7期障がい福祉計画」という）・綾町第3期障がい児福祉計画（以下「第3期障がい児福祉計画」という）を策定しました。なお、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、障がい者（児）のための施策に関する基本的な計画及び障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、障がい福祉サービスの提供に関する体制づくりや、サービスを確保するための方策を定め、綾町総合長期計画、綾町地域福祉計画その他、本町の福祉関連計画と整合性のある計画となっています。

## 2 障がい者施策の近年の動きと法的根拠

---

### （1）障がい者に関する法律

#### ① 障害者基本法

国は、平成14（2002）年度に「障害者対策に関する新長期計画」の理念を継承した「障害者（基本）計画」を策定し、その後の10年間障がい者施策の基本的方向について定めましたが、平成16（2004）年に障害者基本法の一部改正により、地方自治体に策定が義務付けられました。

平成23（2011）年8月には、障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28（2016）年4月1日には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

## ② 障害者差別解消法

「障害者差別解消法」では、不当な差別的取扱いをすること、合理的配慮を行わないことの2つの行為を障がいのある人に対する差別としています。今回の綾町計画書策定に際し、障がい者施策を推進する中で、地域全体での差別についての意識啓発に向けた仕組みづくりの検討を行います。同法の主な内容は次のとおりです。

この法律では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社・お店など）に対して、差別の解消に向けた具体的な取組として、「障がいを理由とする差別の禁止」を求めています。

「障がいを理由とする差別」には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2つがあります。

### 「不当な差別取扱い」の禁止

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は差別にあたります。

### 「合法的配慮」の提供

障がいのある人、その家族・支援者などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

## ③ 障害者総合支援法

障害者総合支援法は、障がい者および障がい児の日常生活や社会生活の支援、福祉の増進、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現などを目的とした法律です。

障害者総合支援法施行までの流れは以下の通りです。

年度	法律名	内容
平成 18 (2006)	支援費制度の廃止	障がい福祉サービスの利用者の急増により、財源の確保が困難になり、障がい種別によってサービス量や質に格差があることが明確化するのみならず、精神障がい者が対象でないことも問題となった。
	障害者自立支援法	身体・知的・精神の 障害種別の一元化と共にサービスの仕組みなどが見直され、障がい者の自立に向けた、地域生活や就労の支援を推進。様々な格差を解消するためのサービスが整備された。

<p>平成 22 (2010)</p>	<p>障害者自立支援法 一部改正</p>	<p>法施行当初より、多くの課題が指摘されていたことから、全面的な見直しに向け検討が繰り返され、1割自己負担の原則→利用者の支払い能力（所得）に応じた負担を原則へと改正及び、発達障がい者を同法の対象とする等、相談支援や障がい児支援を充実させることが提示された。</p>
<p>平成 25 (2013)</p>	<p>障害者総合支援法</p>	<p>地域社会における共生の実現に向けた障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正し、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲が拡大され、障がい者施策の充実に向けた、さらなる取組が求められている。</p> <p>また、第 88 条第 1 項において、市町村においても障がい福祉サービスの提供体制の確保と、その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、「市町村障害福祉計画」の策定を定めている。</p>

#### ④ 発達障害者支援法

平成 17（2005）年の「発達障害者支援法」施行から現在までの障がい者をめぐる国内外の動向及び同法の施行の状況等に鑑み、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、同法の一部が改正され、平成 28（2016）年 6 月 3 日に公布されました。地域に居住する市民のすべてが困難なく、支援を得ることができる仕組みづくりを模索・検討し、提案します。

同法の重要ポイントは次のとおりです。

- ① 発達障がい者の支援は「社会的障壁」を除去するために行う
- ② 乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援を行うため、医療・保健・福祉・教育・労働が緊密に連携する
- ③ 司法手続きで意思疎通の手段等を確保する
- ④ 国及び都道府県は就労の定着を支援する
- ⑤ 教育現場において、個別支援企画、指導計画の作成を推進する
- ⑥ 発達障がい者支援センター等に関する配慮（新設もしくは増設）を行う
- ⑦ 都道府県及び政令指定都市に関係機関による発達障がい者支援地域協議会を設置する

## ⑤ 成年後見制度利用促進法

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が、平成28（2016）年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

同法施行に伴い、計画書策定を通し広く町民の皆様に理解、啓発できるように心がけます。

以上が、令和4（2022）年度における障害者総合支援法の改正点の概要とされ、11月に障害者総合支援法の改正案が成立し、令和6（2024）年4月から施行されることが決定しています。

主な改正ポイントは次の通りです。

### 【令和6（2024）年4月から施行される6つの改正ポイント】

#### 1. 障がい者等の地域生活の支援体制の充実

- (1)共同生活援助の支援内容に一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談が含まれるように
- (2)基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務に
- (3)精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える者も対象に 等

#### 2. 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

- (1)就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」の創設（令和7年度以降を見込）
- (2)週所定労働時間10時間時間20時間未満の重度障がい者が実雇用率において算定できるように 等

#### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

- (1)市町村同意による医療保護入院の制度見直し
- (2)精神科病院における虐待防止のための取組みの推進 等

#### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

- (1)難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等の自立支援事業の強化 等

#### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病のデータベース（DB）に関する規定の整備

- (1)各DBについての法的根拠の整備 等

#### 6. その他

- (1)居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する 等

### 3 計画の対象と法的定義

---

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く町民の理解と協力が必要であるため、本計画は全ての地域町民を対象とします。なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

#### (1) 障害者基本法における定義

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

#### (2) 障害者総合支援法における定義

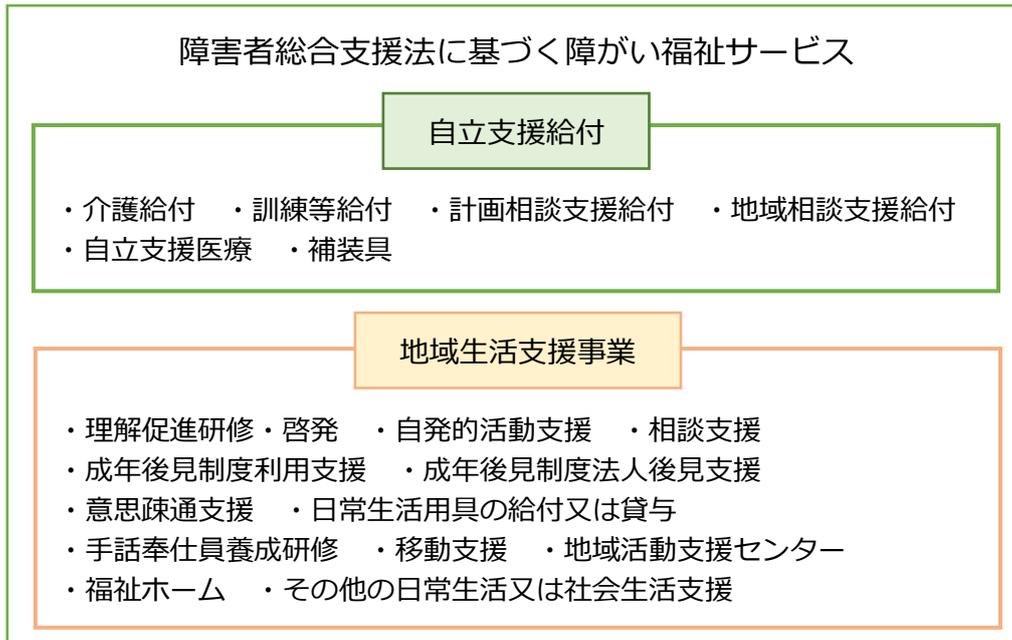
第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者を指す）

## 4 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業の全体像

### (1) 障害者総合支援法に基づく事業について

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は、障害者総合支援法に基づく基準で実施する事業（全国共通の事業）で、「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施するものです。



### (2) 児童福祉法に基づく事業の全体像

児童福祉法に基づく基準で実施する事業は、「自立支援給付」と同様に全国共通の事業です。通所支援を利用する際には、一定期間ごとにモニタリングを行う相談支援が必要になります。



## 5 計画の位置づけ等

### (1) 計画の位置づけと目的

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める市町村障害福祉計画と、児童福祉法第33条の20第1項に定める市町村障害児福祉計画に基づき、一体的に策定するものです。

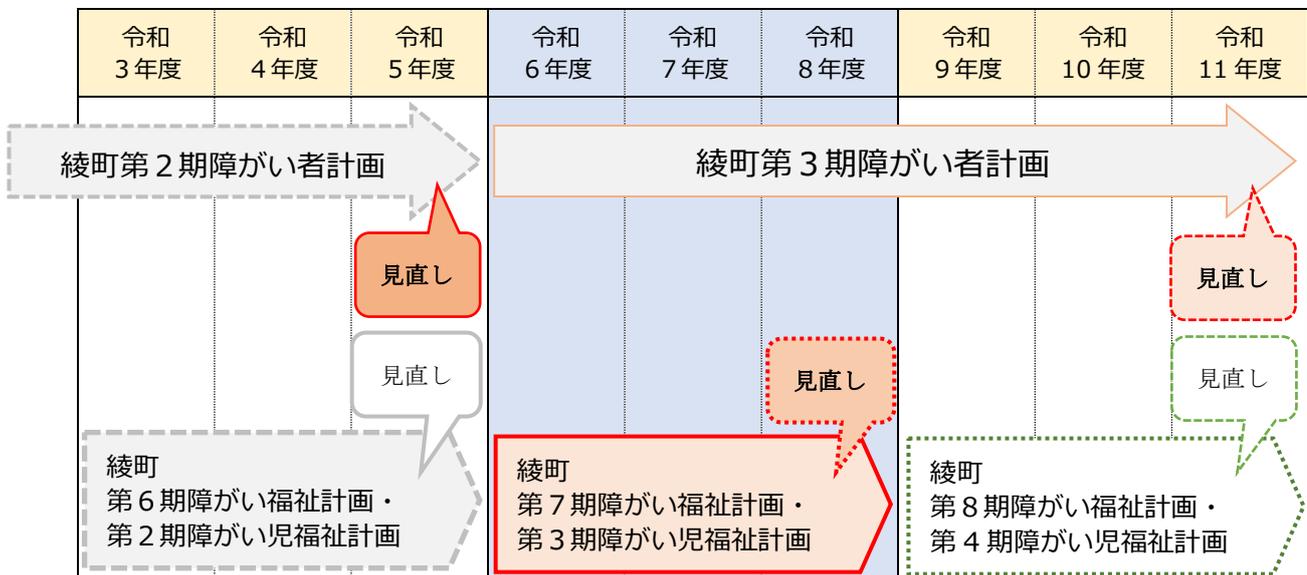
本計画の策定にあたっては、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の実績と今後の課題を踏まえた上で、サービスの提供体制の確保や推進のための取組や障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等に必要の供給量の確保方策を定めています。

### (2) 他計画との関係

本計画は、国の基本指針に即し、本町の最上位計画である「第八次綾町総合長期計画」や「第2次綾町地域福祉計画」をはじめ、障がい者施策全般に関する基本的な計画である綾町第2期障がい者計画など、関連分野の計画との整合性を図りながら推進していくとともに、県障がい福祉計画との整合性を図ります。

### (3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。



## 6 基本方針

本町の第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、国の基本指針を踏まえ、次に掲げる点を基本方針とします。

### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

精神障がい者に含まれる発達障がい者及び高次脳機能障がい者や、難病患者等についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっています。対象となる障がい者の範囲について周知に努め、障害福祉サービスの利用を促進します。

### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、引き続き、宮崎市・東諸県圏域での協議を進めます。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障がい者が障がいの有無に関わらず、住みたい場所に、受けたい教育を受け、差別なくサービスを受けられる地域社会が理想の社会です。一人ひとりの障がい者の日々の暮らしにおける生活の辛さや悩みを地域全体で共有し、社会環境の整備や支え合いによって、課題を整理し、解決策を見出すことにより、地域で暮らす障がい者にとってより良い地域共生社会の実現が求められています。障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

## (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図り、地域支援体制の構築を図ります。さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。そして、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

## (6) 障がい福祉に向けた人材の確保

少子・高齢社会の進展等により、ますます福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、障害者総合支援法や介護保険制度により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供の根幹である福祉人材の養成・確保の提供が極めて重要です。福祉人材の養成・確保のため、町内にある事業所に対し、研修会等の案内を積極的に行っていきます。

## (7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に障がい者が参加しやすいようにしていくことが必要です。社会活動への障がい者の参加意欲を高めていくとともに、障がい者が参加しやすい環境を整えていくことが求められます。

引き続き障がい者の地域における社会参加を促すため、県障がい者スポーツ大会・障がい者卓球バレー等の活動への参加促進を推進します。

また、地域住民の方の障がいや障がい者等に対する理解と認識を深めるため、広報誌や各種イベント等を活用し、啓発に努めます。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

### 1 人口構造の推移

本町の人口は、令和5年10月1日現在、6,978人です。年齢3区分別人口でみると、年少人口（0～14歳）は878人、生産年齢人口（15～64歳）は3,416人、老年人口（65歳以上）は2,684人となっています。

また、平成30年から令和5年まで推移をみると、人口は457人減少しています。年少人口は158人の減少、生産年齢人口は421人の減少となる一方で、老年人口は122人増加しており、高齢化率も38.5%と4ポイント増加しています。

綾町の人口の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	7,435	7,347	7,199	7,096	7,049	6,978
0～14歳	1,036	1,026	975	932	930	878
15～64歳	3,837	3,731	3,602	3,500	3,455	3,416
65歳以上	2,562	2,590	2,622	2,664	2,664	2,684
高齢化率（%）	34.5%	35.3%	36.4%	37.5%	37.8%	38.5%
世帯数（世帯）	3,260	3,254	3,242	3,239	3,255	3,246
一世帯あたりの人員数（人）	2.28	2.26	2.22	2.19	2.17	2.15

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

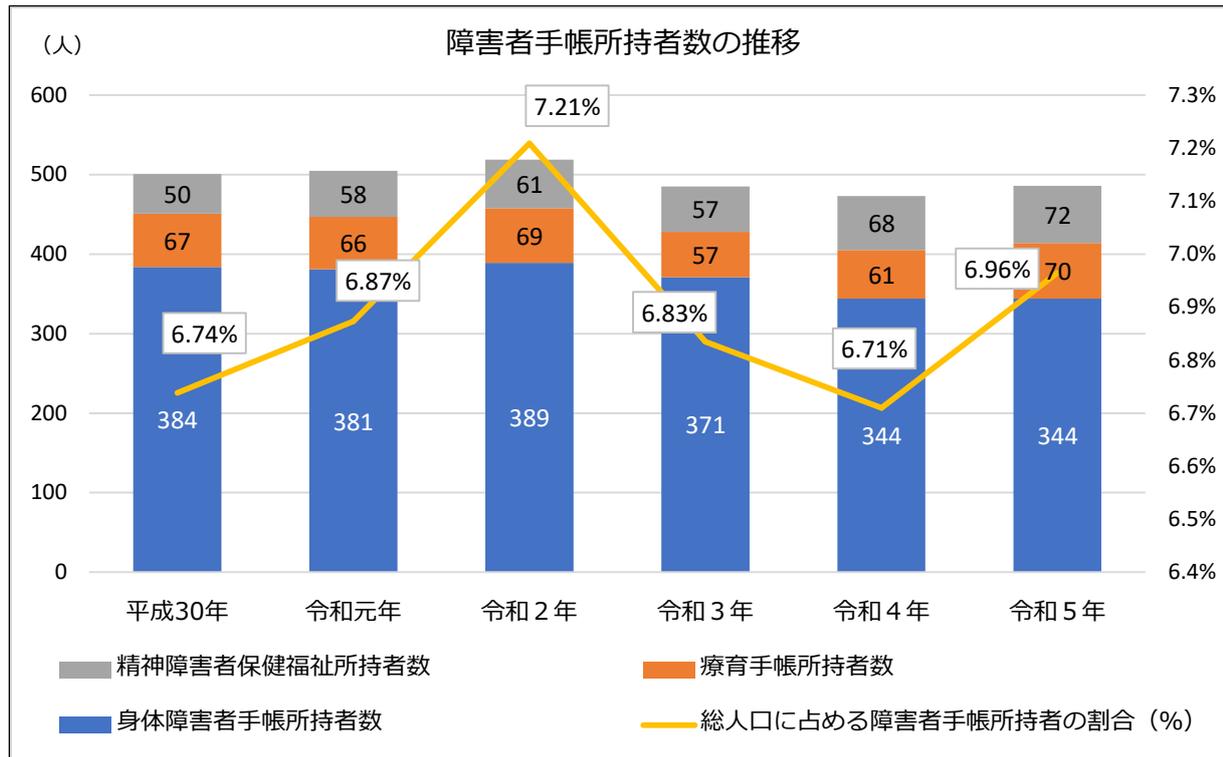


## 2 障がいのある人の状況

### (1) 障害者手帳所持者数からみた動向

平成30年から令和5年までの障害者別手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳所持者数は増減があるものの微増傾向で、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

また、総人口に占める障がい者の割合も令和5年には6.96%となり、平成30年から増減はあるものの若干上昇しています。



資料：各年3月末現在

年齢別所持者数をみると、令和5年3月末現在、身体障害者手帳所持者は65歳以上が最も多く、283人で、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は18～64歳が最も多く、それぞれ38人、51人となっています。

(単位：人)

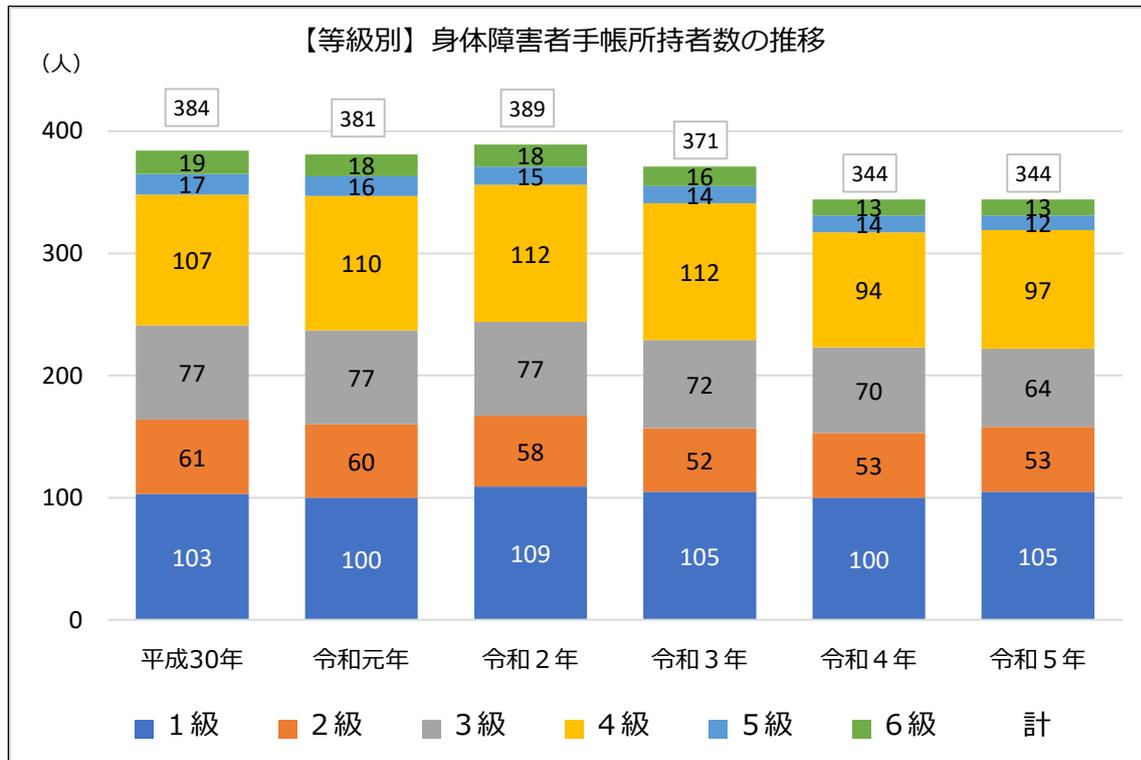
	身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神障害者保健福祉手帳所持者数
0～17歳	7	24	4
18～64歳	54	38	51
65歳以上	283	8	17

資料：令和5年3月末現在

## (2) 身体障がい者の状況

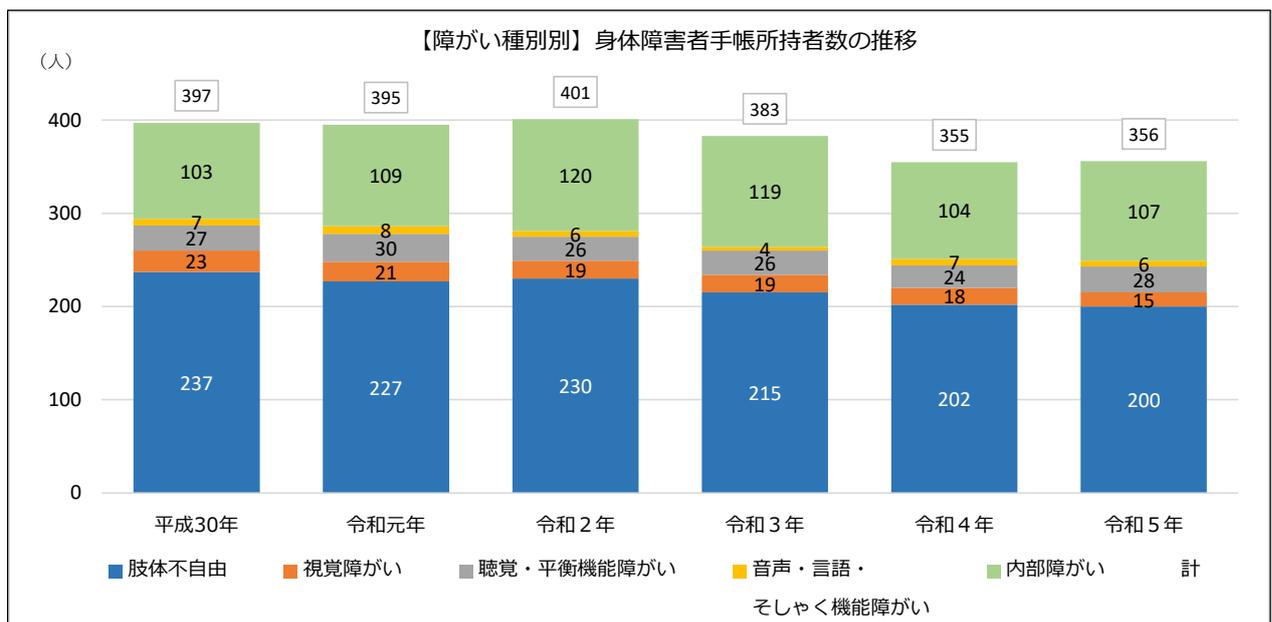
平成30年から令和5年までの身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在344人で、平成30年から40人減少しています。

等級別にみると、令和5年3月末現在、1級、4級、3級、2級の順で多くなっており、平成30年から令和5年まで、1級のみ増加した年があるものの、全体として減少傾向です。



資料：各年3月末現在

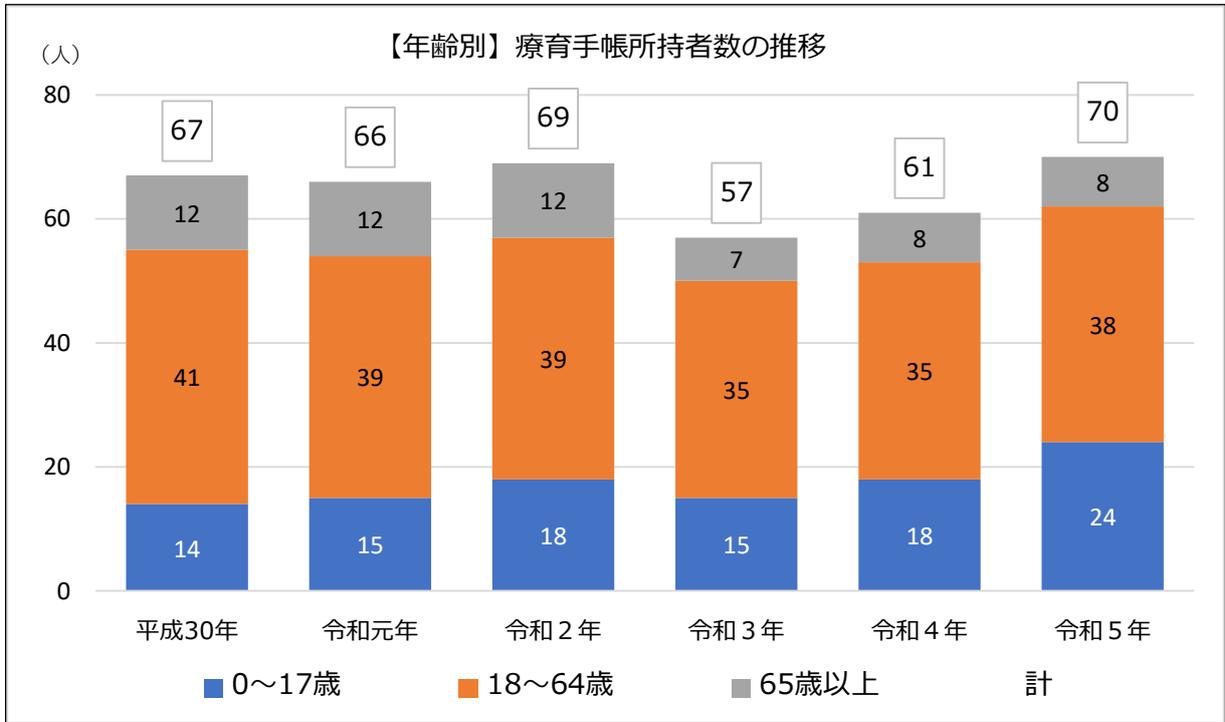
障がい種別では、令和5年3月末現在、肢体不自由、内部障がいの順で多くなっており、平成30年から令和5年まで、それぞれ減少傾向です。



### (3) 知的障がい者の状況

平成30年から令和5年までの療育手帳所持者数は、令和5年3月末現在70人で、平成30年から増減を繰り返し3人増加しています。

年齢区分別では0～17歳が増加傾向で推移しています。



資料：各年3月末現在

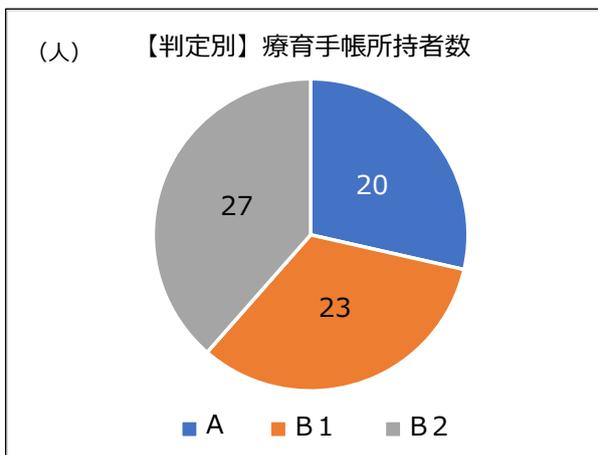
判定別では、令和5年3月現在、B2判定者数が多くなっています。

#### 【判定別】療育手帳所持者数

(単位：人)

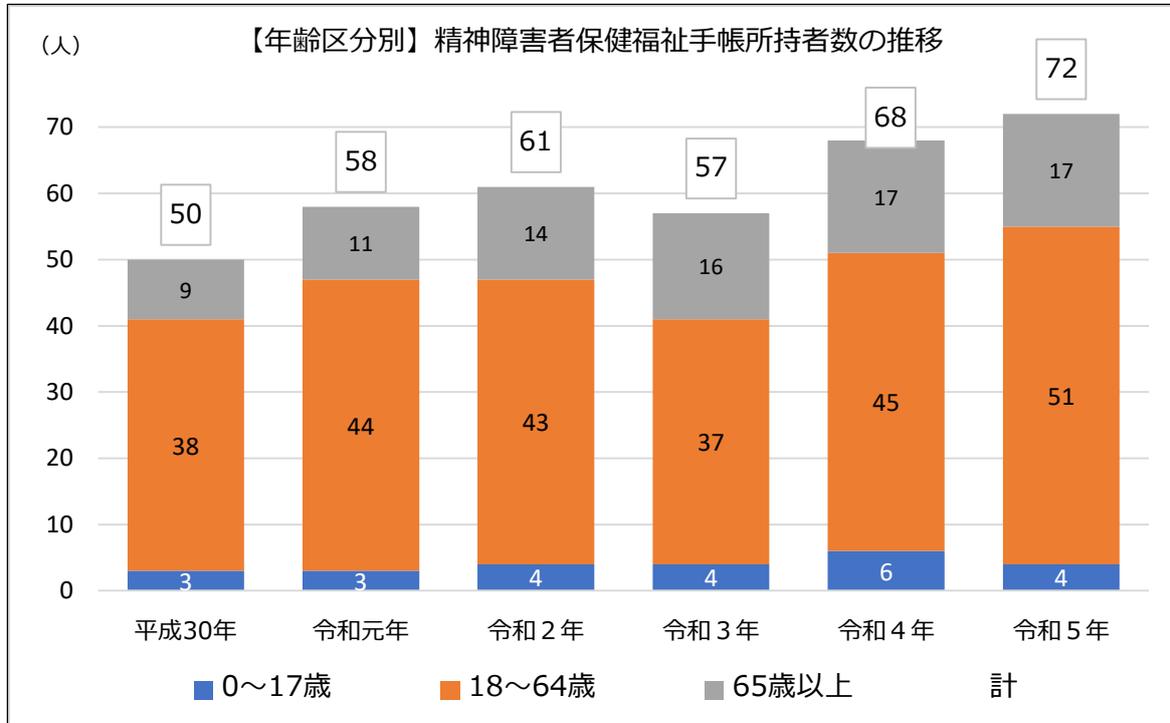
	A	B1	B2
手帳所持者数	20	23	27

資料：令和5年3月末現在



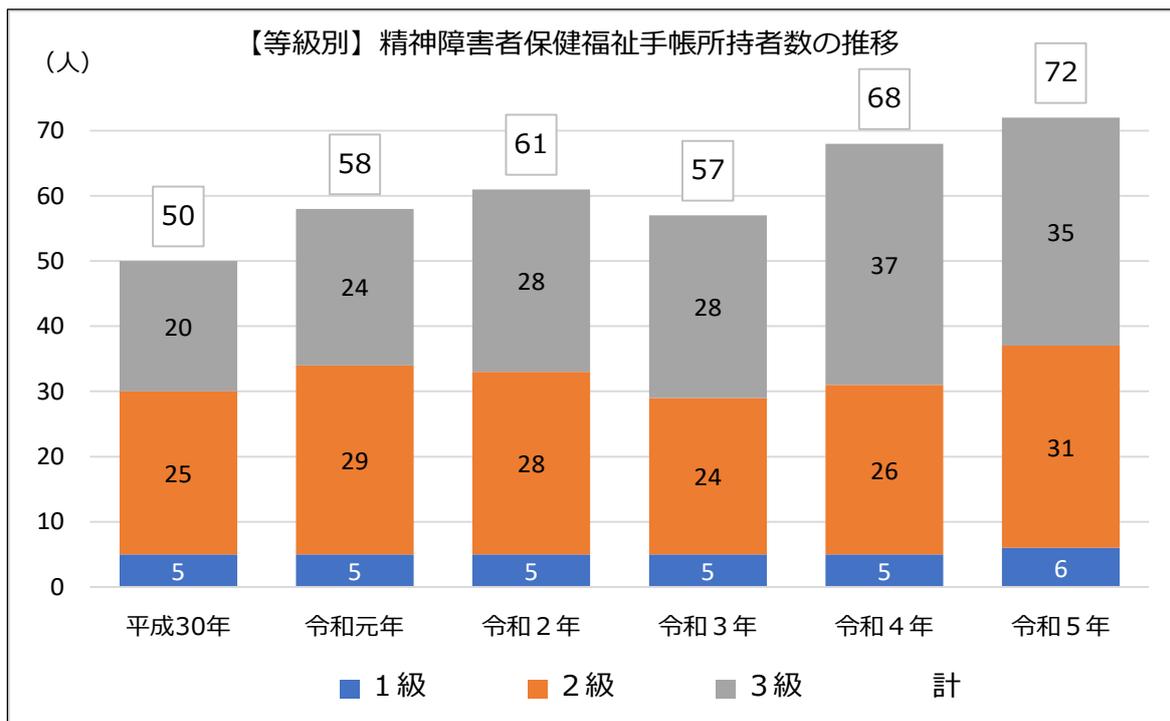
## (4) 精神障がい者の状況

平成30年から令和5年までの精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年3月末現在72人で、平成30年から22人増加しています。年齢区分別では、18～64歳が51人、65歳以上が17人で増加傾向ですが、0～17歳は横ばいで推移しています。



資料：各年3月末現在

等級別にみると、令和5年3月末現在、3級、2級の順で多くなっています。



資料：各年3月末現在

### 3 その他の各種受給者の状況

#### (1) 経済的支援受給者数の推移

平成30年から令和5年までの経済的支援受給者数は、特別障害者手当支給実績及び心身障害者扶養共済制度加入等の実績が横ばいで推移しており、障害児福祉手当と特別児童扶養手当の支給実績は微増傾向にあります。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当の支給実績	4	4	4	4	4	4
障害児福祉手当の支給実績	3	4	5	7	7	7
特別児童扶養手当の支給実績	14	12	13	15	17	18
心身障害者扶養共済制度加入等の実績	2	2	2	1	1	1

資料：各年3月末日現在

#### (2) 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）受給者数の推移

平成30年から令和5年までの自立支援医療をみると、育成医療受給者は、令和元年までは横ばいから微増傾向でしたが、令和令和5年の受給者はありません。更生医療受給者は、年毎に増減を繰り返しています。精神通院医療受給者は令和元年に100人となり、令和5年には118人となり増加しています。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
育成医療	2	3	0	0	1	0
更生医療	51	45	53	35	38	42
精神通院医療	90	100	112	107	114	118

資料：福祉保健課（各年3月末日現在）

#### (3) 福祉医療費助成対象者の推移

平成30年から令和5年までの福祉医療費助成対象者の推移をみると、重度心身障がい者医療の助成対象者は令和元年度まで減少傾向でしたが、令和2年に増加に転じ、令和5年現在164人となっています。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
重度心身障がい者医療	165	155	165	171	157	164

資料：福祉保健課（各年3月末日現在）

#### (4) 難病等患者の推移

平成30年から令和5年までの医療費助成の対象となる指定難病認定者数をみると、元年度に47人となり一旦減少しましたが、その後増加傾向で推移しており、令和5年現在66人となっています。また、小児慢性特定疾病認定者数（国富町・綾町）はほぼ横ばいで推移しています。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病認定者（綾町）	60	47	51	61	64	66
小児慢性特定疾病認定者（国富・綾）	34	33	34	28	32	-
（参考：県内全体数）	916	945	1041	939	923	-

資料：福祉保健課（各年3月末日現在）

#### (5) 障害支援区分認定実施状況の推移

平成30年から令和5年までの障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定者数は、令和5年3月末現在で41人となっており、増減を繰り返しながら推移しています。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	3	3	0	1	1	2
区分2	7	8	6	7	6	8
区分3	7	12	5	5	6	13
区分4	5	5	5	6	4	4
区分5	7	4	4	3	4	4
区分6	9	10	9	10	10	10
計	38	42	29	32	31	41

資料：福祉保健課（各年3月末日現在）

#### (6) 障がい福祉サービス等利用決定者数の推移

平成30年から令和5年までの障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の利用決定者数を見ると、令和5年3月末現在、障がい者（18歳以上）は65人となり、平成30年から7人増加、また、障がい児（18歳未満）も令和5年3月末現在、39人となり、平成30年から31人増加しています。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障がい者（18歳以上）	58	55	59	64	63	65
障がい児（18歳未満）	8	11	14	24	26	39

資料：令和5年3月末現在

## 4 障がいのある子どもの状況

### (1) 障がい児保育の状況の推移

平成30年から令和5年までの障がい児保育の実施状況の推移では、平成2年に0人になり令和3年まで入所児童はありませんでしたが、令和5年4月1日現在10人となり、増加がみられます。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
入所児童数	3	3	0	0	2	10

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

### (2) 障がいのある子どもの就学状況の推移

平成30年から令和5年までの障がいのある子どもの就学状況の推移をみると、令和5年4月1日現在、特別支援学級及び特別支援学校に通う本町の児童・生徒数は、小学校31人、中学校で8人となっており、小学校児童は増加傾向で、中学校生徒は年毎に増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

(単位：人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	知的1	知的1	知的1	知的1	知的1	知的1
		自情2	自情2	自情2	自情2	自情3	自情3
	児童数	15	15	15	21	29	31
中学校	学級数	知的1	知的1	知的1	知的1	知的1	知的1
		自情1	自情1	自情1	自情1	自情1	自情1
	生徒数	7	7	5	6	9	8

※自情=発達障がい

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

一方、特別支援学校高等部の在籍者数は、令和5年度現在、3年生が1名です。

(単位：人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	0	0	0	1	0	0
2年生	0	0	0	0	1	0
3年生	0	0	0	0	0	1

資料：福祉保健課（各年4月1日現在）

## 第3章 第6期障がい福祉計画の評価及び 第7期障がい福祉計画の確保方策

### 1 第6期障がい福祉計画の成果目標等と進捗状況

#### (1) 成果目標の進捗状況（第6期障がい福祉計画）

「綾町第6期障がい福祉計画」で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

##### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

###### 【第6期計画における目標】

成果目標		目標年度
施設入所者数の削減見込	1人	令和5年度
地域生活移行者数	1人	令和5年度

###### 【進捗状況】

施設入所者数の動向		実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
年初当初		8人	8人	8人
退所	地域移行	0人	0人	0人
	その他事由	0人	0人	0人
入所		0人	0人	0人
年度末		8人	8人	8人
福祉施設から地域生活への移行状況		実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所者数の削減見込		0人	0人	0人
地域生活移行者数		0人	0人	1人

- ・施設入所者数は、令和5年度末時点で8人となっており、目標を達成できませんでした。
- ・地域生活移行者数は、令和5年度末時点で1名となっており、目標を達成しています。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期計画における目標】

成果目標	目標年度
精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築のため保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を1箇所設置する	令和5年度

【進捗状況】

項目	実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置状況	－	－	－

・令和5年度時点で、地域包括ケアシステムの構築は未達成となっています。

③ 地域生活支援拠点等の整備

【第6期計画における目標】

成果目標	目標年度
令和5（2023）年度までに広域（圏域）において、地域生活支援拠点の整備を図る。 また、多機能型（介護共生型）拠点を1箇所整備する	令和5年度

【進捗状況】

項目	実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整備状況	－	－	整備済

・令和5年度に、宮崎市・東諸県圏域で地域生活支援拠点等の整備を行いました。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行状況

##### 【第6期計画における目標】

成果目標		目標年度
一般就労移行者数	2人	令和5年度

##### 【進捗状況】

項目	実績値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般就労者数	1人	4人	0人

・合計5人が一般就労へと移行しています。

## 2 国の基本方針の見直しに係る目標の設定

国の基本指針では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」及び「障がい児支援の提供体制の整備等」についての成果目標を設定することとしています。

本町では、国の基本指針や県の方針を踏まえ、第7期障がい福祉計画においては、以下のとおり成果目標または活動目標を設定します。なお、県において把握し設定する目標については、本町における具体的な成果目標は設定していません。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ① 施設入所者数の削減に関する目標

##### 【国の基本指針】

- 市町村及び県は、令和8（2026）年度末の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本として目標値を設定すること。

##### 【第7期計画の目標】

項目	目標年度：令和8年度 目標値	考え方
施設入所者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和4年度末 実績：8人</li> <li>■ 目標値：7人 (削減目標1名)</li> </ul>	国が示した目標を基本として、綾町における見込み量や関係事業者の意向など、宮崎県の事情を勘案して具体的な目標値を設定する。ただし、令和4年度末時点より増加させないことを基本とする。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
- ② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）

### 【活動目標】

本町では、精神障がい者の実情の把握に努め、医療機関をはじめ関係機関との連携を図りながら相談・支援の充実を図るとともに、精神障がい者の人権に配慮した適切な医療の確保や情報交換に努めています。令和8（2026）年度に向け宮崎市・東諸県圏域で、医療機関、地域包括支援センター、相談支援事業所や家族会等と連携を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた環境整備に努めます。

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回/年	0回/年	0回/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人/年	0人/年	0人/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回/年	0回/年	0回/年
精神障害者の地域移行支援	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の地域定着支援	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の共同生活援助	8人/月	9人/月	9人/月
精神障害者の自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	1人/月	1人/月	1人/月

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【国の基本指針】

- 令和8（2026）年度末までの間、各市町村において1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

#### 【第7期計画の目標】

項目	目標年度：令和8年度 目標値	考え方
地域生活支援拠点等の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 令和5年度 東諸圏域1箇所</li> <li>■ 1年間の運用状況 検証・検討の回数</li> </ul>	国が示した目標を基本として、県内の拠点等の整備に関わる進捗状況等を勘案して目標を設定する。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

#### 【国の基本指針】

- 令和8（2026）年度中に就労移行支援を通じた一般就労への移行者を令和3（2022）年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
- 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和8（2026）年度中に令和3（2022）年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型及びB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ令和8（2026）年度中に令和3（2022）年度実績の概ね1.29倍以上※、1.28倍以上※を目指すこととする。  
※就労継続支援A型は、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型は、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。
- 就労定着支援の利用者数については、令和8（2026）年度に令和3（2022）年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

**【第7期計画の目標】**

**《数値目標》**

項目	目標年度：令和8年度 目標値	考え方
年間一般就労移行者数	0人	国が示した目標（・福祉施設から一般就労：令和3年度実績の1.28倍以上・就労移行支援事業から一般就労：令和3年度実績の1.31倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。
就労継続支援A型事業の年間一般就労移行者数	0人	国が示した目標（令和3年度実績の1.29倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。
就労継続支援B型事業の年間一般就労移行者数	0人	国が示した目標（令和3年度実績の1.28倍以上）を基本としながら、県内の障がい者雇用の状況など宮崎県の実情を勘案して具体的な目標値を設定する。
就労定着支援事業の利用者数	0人	国が示した目標（令和3年度実績の1.41倍以上）を基本としながら、県内の就労定着支援事業所の指定状況を勘案して具体的な目標値を設定する。
就労定着率	0%	国の示した目標（就労定着支援事業のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上）を基本とする

**（5）相談支援体制の充実・強化等**

**【国の基本指針】**

- 令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

**【第7期計画の目標】**

項目	目標年度：令和8年度 目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置	■設置見込み：有 ■確保形態：圏域	国の基本指針における目標を基本としながら、県内の取組状況を勘案して目標を設定する。
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の設置数	1名	
【基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化】 (1)地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	1回	
【基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化】 (2)地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	
【基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化】 (3)個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	
【協議会における地域のサービス基盤の開発・改善】 (1)協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	
【協議会における地域のサービス基盤の開発・改善】 (2)協議会への参加事業所数	2箇所	
【協議会における地域のサービス基盤の開発・改善】 (3)協議会の専門部会の設置	無	
【協議会における地域のサービス基盤の開発・改善】 (4)協議会の専門部会の開催	無	

○相談支援体制の充実・強化のための取組－基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	0件	0件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0件	0件	1件
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	0回	1回
基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員の数	0人	0人	1人

○自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	0件	0件	0件
協議会への参加事業所数	1箇所	2箇所	3箇所
協議会の専門部会の設置数	0部会	0部会	1部会
協議会の専門部会の開催回数	0回	0回	1回

**(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築**

**【国の基本指針】**

- 令和8（2026）年度までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

**【第7期計画の目標】**

項目	目標年度：令和8年度 目標値
サービスの質の向上を図るための体制の構築見込み	有
各種研修への職員の参加	2人
【障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果】 ■共有体制の有無	有
【障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果】 ■事業所等との共有の実施回数	1回
【指導監査結果の関係市町村との共有】 ■共有体制の有無	有
【指導監査結果の関係市町村との共有】 ■関係自治体との共有の実施回数	1回

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有実施	0回	0回	1回
指導監査結果の関係市町村との共有	0回	0回	1回

### 3 第7期障がい福祉計画における各サービスの見込量と確保方策

第7期障がい福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込量を算出にあたり、第6期障がい福祉計画の実績や国の指針、県の方針等を踏まえた上で算出しています。

#### (1) 自立支援給付の見込量

##### ① 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護 **身** **知** **精** **難** **発** **児**・同行援護 **視**・行動援護 **知** **精** **発**)

訪問系サービスに分類される「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「同行援護」「重度障害者等包括支援」の令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までのサービス量を、次のとおり見込んでいます。

##### ア 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスを行います。

##### イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

##### ウ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じる危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

##### エ 同行援護

重度の視覚障がい者が対象となります。外出時の移動援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出に必要な援助を行います。

##### オ 重度障害者等包括支援

介護の必要が高い人が対象となります。居宅介護はじめとする複数のサービスを包括的に行います。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元(2019) 年度 (実績)	令和2(2020) 年度 (見込み)	令和3(2021) 年度 (見込み)	令和4(2022) 年度 (見込み)	令和5(2023) 年度 (見込み)
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	利用量(時間分)	48	40	34	41	53	65
	対前年比(%)	85.7%	83.3%	85.0%	120.6%	129.8%	122.9%
	利用量(人分)	4	3	3	3	4	5
	対前年比(%)	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	133.3%	125.0%

※時間分＝月間のサービス提供時間 人分＝月間の利用人数

**【見込量確保の方策】**

- 福祉施設入所者の地域生活への移行が進む中、訪問系サービスは需要の増加が見込まれます。そのため、現在ある事業所に継続して事業を展開してもらう等、今後もサービス提供体制の確保に努めます
- 各種福祉サービスを組み合わせ、在宅での生活ができるよう、町においても必要な支援を行います。

○訪問系サービス

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	50 時間	50 時間	50 時間
	3 人	3 人	3 人
重度訪問介護	0 時間	1 時間	1 時間
	0 人	1 人	1 人
同行援護	17 時間	17 時間	17 時間
	1 人	1 人	1 人
行動援護	4 時間	4 時間	4 時間
	1 人	1 人	1 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人

## ② 日中活動系サービス（身 知 精 難 発 児）

日中活動系サービスに分類される「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「療養介護」及び「短期入所」の令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までのサービス量を、次のとおり見込んでいます。

### ア 生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排泄、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

### イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

### ウ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### オ 就労移行支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。障がいがある人の就労支援体制を充実させていくためにも、事業の実施に向けて事業所へのアプローチを行います。

### カ 就労定着支援

平成30(2018)年度より新設された事業で、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

### キ 療養介護

医療と、常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護や日常生活の世話をを行います。

### ク 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含めて施設で入浴や排泄、食事の介護等を行います。

第3章 第6期障がい福祉計画の評価及び第7期障がい福祉計画の確保方策

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元(2019) 年度 (実績)	令和2(2020) 年度 (見込み)	令和3(2021) 年度 (見込み)	令和4(2022) 年度 (見込み)	令和5(2023) 年度 (見込み)
生活介護	利用量(人日分)	308	285	295	423	443	463
	対前年比(%)	99.0%	92.5%	103.5%	143.4%	104.7%	104.5%
	利用量(人)	17	16	15	20	21	22
	対前年比(%)	100.0%	94.1%	93.8%	133.3%	105.0%	104.8%
自立訓練 (機能訓練)	利用量(人日分)	0	0	2	22	22	22
	対前年比(%)	-	-	-	1100.0%	100.0%	100.0%
	利用量(人)	0	0	1	1	1	1
	対前年比(%)	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%
自立訓練 (生活訓練)	利用量(人日分)	23	0	0	23	23	23
	対前年比(%)	109.5%	-	-	-	100.0%	100.0%
	利用量(人)	1	0	0	1	1	1
	対前年比(%)	100.0%	-	-	-	100.0%	100.0%
就労移行支援	利用量(人日分)	0	23	26	48	48	72
	対前年比(%)	-	-	113.0%	184.6%	100.0%	150.0%
	利用量(人)	0	1	1	2	2	3
	対前年比(%)	-	-	100.0%	200.0%	100.0%	150.0%
就労継続支援 (A型)	利用量(人日分)	131	160	177	273	291	309
	対前年比(%)	79.4%	122.1%	110.6%	154.2%	106.6%	106.2%
	利用量(人)	7	9	10	13	14	15
	対前年比(%)	77.8%	128.6%	111.1%	130.0%	107.7%	107.1%
就労継続支援 (B型)	利用量(人日分)	374	431	452	469	486	503
	対前年比(%)	108.4%	115.2%	104.9%	103.8%	103.6%	103.5%
	利用量(人)	21	26	27	28	29	30
	対前年比(%)	110.5%	123.8%	103.8%	103.7%	103.6%	103.4%
就労定着支援 (平成30(2018) 年度より新設)	利用量(人)	0	0	1	1	1	2
	対前年比(%)	-	-	-	100.0%	100.0%	200.0%
療養介護	利用量(人)	4	4	4	4	4	4
	対前年比(%)	0.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
短期入所 (ショートステイ) (福祉型+医療型)	利用量(時間)	10	3	6	16	16	22
	対前年比(%)	166.7%	30.0%	200.0%	266.7%	100.0%	137.5%
	利用量(人)	3	1	2	5	5	7
	対前年比(%)	75.0%	33.3%	200.0%	250.0%	100.0%	140.0%
短期入所 (ショートステイ) (福祉型)	利用量(時間)	10	3	6	13	13	16
	利用量(人)	3	1	2	4	4	5
短期入所 (ショートステイ) (医療型)	利用量(時間)	0	0	0	3	3	6
	利用量(人)	0	0	0	1	1	2

**【見込量確保の方策】**

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行が進む中、移行後の居場所として日中活動の更なる充実が必要となっています。本町には、現在、日中活動系サービス事業所が7箇所ありますが、障がい者の方が求められるサービス支援内容を的確に把握し、必要なサービスの提供を行います。なお、町内にない機能の事業所等を利用したいとの希望がある場合は、近隣の事業所等と連携を図り、サービスの提供を行います。
- 福祉サービスの情報提供の充実を図ります。

○日中活動系サービス

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	483 人日分	483 人日分	483 人日分
	20 人	20 人	20 人
自立訓練（機能訓練）	21 人日分	21 人日分	21 人日分
	1 人	1 人	1 人
就労選択支援 【新規】	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	21 人日分	21 人日分	21 人日分
	1 人	1 人	1 人
就労移行支援	48 人日分	48 人日分	48 人日分
	3 人	3 人	3 人
就労継続支援（A型）	56 人日分	63 人日分	70 人日分
	8 人	9 人	10 人
就労継続支援（B型）	486 人日分	503 人日分	520 人日分
	29 人	30 人	31 人
就労定着支援	1 人	1 人	1 人
療養介護	4 人	4 人	4 人
短期入所（福祉型）	14 人日分	14 人日分	14 人日分
	5 人	5 人	5 人
短期入所（医療型）	14 人日分	14 人日分	14 人日分
	2 人	2 人	2 人

### ③ 居住系サービス（身 知 精 難 発 児）

居住系サービスについての令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までのサービス量を、次のとおり見込んでいます。

#### ア 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

#### イ 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。

#### ウ 自立生活援助

一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言で、医療機関等との連絡調整等を行います。平成30（2018）年度から新たに設定されたサービスです。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元(2019) 年度 (実績)	令和2(2020) 年度 (見込み)	令和3(2021) 年度 (見込み)	令和4(2022) 年度 (見込み)	令和5(2023) 年度 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数(人)	9	9	8	8	9	9
	対前年比(%)	112.5%	100.0%	88.9%	100.0%	112.5%	100.0%
施設入所支援	利用人数(人)	8	9	8	8	8	7
	対前年比(%)	100.0%	112.5%	88.9%	100.0%	100.0%	87.5%
自立生活援助 (平成30(2018) 年度より新設)	利用人数(人)	0	0	0	1	1	1
	対前年比(%)	-	-	-	-	100.0%	100.0%
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・ 検討の実施回数)	年間設置(箇所)	0	0	1	1	1	1
	年間実施(回)	-	-	1	1	1	1

#### 【見込量確保の方策】

- 引き続き近隣の事業所と連携し、サービスの提供を行います。
- 福祉施設入所者の地域生活への移行については、非常に難しい問題ですが、関係機関と連携し、障がい者自身が希望するサービス提供に向け、調整を行っていきます。
- 障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障がいにも対応できる専門性を有し、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的として、地域生活支援拠点の整備を令和2年度に宮崎市・東諸県圏域で行いました。今後は、機能強化を図るため、検証・検討を年1回実施することとしています。

○居住系サービス

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活援助	8人	9人	9人
施設入所支援	7人	7人	7人
地域生活支援拠点等 (設置箇所数と検証・検討の実施回数)	1箇所(年間)	1箇所(年間)	1箇所(年間)
	3回(年間)	3回(年間)	3回(年間)

④ 計画相談支援(サービス等利用計画の作成)(身知精難発)

計画相談支援等の令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までのサービス量を、次のとおり見込んでいます。

**ア 計画相談支援**

障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がい者がサービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントによりサービス利用計画を作成します。

**イ 地域移行支援**

施設入所の障がい者及び入院中の精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

**ウ 地域定着支援**

地域定着支援は、居宅における単身者や、同居している家族による支援を受けられない人について、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談や訪問対応などを行います。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元(2019) 年度 (実績)	令和2(2020) 年度 (見込み)	令和3(2021) 年度 (見込み)	令和4(2022) 年度 (見込み)	令和5(2023) 年度 (見込み)
計画相談支援	利用人数(人分)	12	11	11	12	13	14
	対前年比(%)	133.3%	91.7%	100.0%	109.1%	108.3%	107.7%
地域移行支援	利用人数(人分)	0	0	0	1	1	1
	対前年比(%)	-	-	-	-	100.0%	100.0%
地域定着支援	利用人数(人分)	0	0	1	1	1	1
	対前年比(%)	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%

**【見込量確保の方策】**

- 本町には、特定相談支援事業所がありません。現在は、近隣の特定相談支援事業所を活用している状況となっています。本町に設置したい、若しくは指定を取りたいとする事業所からの相談を受けた場合は、積極的に指定を受けるように促し、環境整備に努めます。

- 地域移行支援や地域定着支援事業は、今後、障がい者が地域での生活を継続するためには非常に重要なサービスとなっています。そのため、地域生活支援拠点や相談支援事業所と連携等を図り、障がい者の支援に努めます。

○相談支援

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	18人	19人	20人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

## (2) 地域生活支援事業の見込量【必須事業】

### ① 理解促進研修・啓発事業 (身 知 精 難 発 児)

#### ア 理解促進・研修啓発事業

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元 (2019)年度 (実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	-	-	-	-	有

#### 【見込量確保の方策】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	-	-	-	-	有

- 今後、地域住民等のニーズを踏まえ、検討を行っていきます。

### イ 自発的活動支援事業 (身 知 精 難 発 児)

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に行う活動を支援します。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元 (2019)年度 (実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
自発的活動支援事業	実施の有無	-	-	-	-	-	有

#### 【見込量確保の方策】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
自発的活動支援事業	実施の有無	-	-	-	-	-	有

- 今後、障がい者等のニーズを踏まえながら、検討を行っていきます。

## ウ 相談支援事業（身 知 精 難 発 児）

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障がい者や家族、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行います。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元 (2019)年度 (実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
障害者相談支援事業 (地域自立支援協議会の 運営含む)	実施の有無 (実施か所数)	-	-	-	-	-	有
基幹相談支援センターの 設置	設置の有無 (設置か所数)	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無 (実施か所数)	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無 (実施か所数)	-	-	-	-	-	有

### 【見込量確保の方策】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
障害者相談支援事業 (地域自立支援協議会の 運営含む)	実施の有無 (実施か所数)	-	-	-	-	-	有
基幹相談支援センターの 設置	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無 (実施か所数)	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無 (実施か所数)	-	-	-	-	-	有

- 基幹相談支援センターについては、宮崎市・東諸県圏域で設置しています。地域住民や障がい者の方に対して、積極的な情報提供に努めます。
- 人材育成やサービス水準の向上のため、相談支援事業者や障がい福祉サービス事業所等への研修会等を実施するよう努めます。
- 住宅入居等支援事業は、障がい者であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な方を対象にした支援になりますが、今後、障がい者等のニーズを踏まえながら、検討を行っていきます。

## エ 成年後見制度利用支援（身 知 精）

知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の申立に要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成することで障がい者の権利擁護を図ります。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元 (2019)年度 (実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	利用量（件）	-	-	-	1	1	1

**【見込量確保の方策】**

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
成年後見制度 利用支援事業	利用量(件)	-	-	-	-	-	-

- 今後も引き続き、当該制度の周知に努めます。

**オ 成年後見制度法人後見支援事業 (身 知 精)**

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために研修を実施する事業です。本町では該当となる実施事業所が現在はありません。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元 (2019)年度 (実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
成年後見制度 法人後見支援事業	利用量(件)	-	-	-	-	-	有

**【見込量確保の方策】**

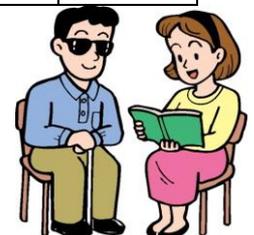
		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
成年後見制度 法人後見支援事業	利用量(件)	-	-	-	-	-	-

- 今後実施に向けた検討を行います。

**カ 意思疎通支援事業 (視 聴)**

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意志疎通を図ることに支障のある障がいをもつ人に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障がいのある人とその他の人の意志疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元 (2019)年度 (実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用量(人)	1	0	1	2	2	2
手話通訳者設置事業	利用量(か所)	0	0	0	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	修了者数(人)	1	6	5	5	5	5
手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	修了者数(人)	0	0	0	0	0	1
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	利用量(件)	0	0	0	0	0	1
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	修了者数(人)	0	0	0	0	0	1



**【見込量確保の方策】**

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	利用量(人)	1	1	1	2	2	2
手話通訳者設置事業	利用量(か所)	-	-	-	-	-	-
手話奉仕員養成研修事業	修了者数(人)	0	0	0	2	0	2
手話通訳者・要約筆記者 養成研修事業	修了者数(人)	-	-	-	-	-	-
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	利用量(件)	-	-	-	-	-	-
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	修了者数(人)	-	-	-	-	-	-

- 意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳による支援などの事業を引き続き実施し、意思疎通の円滑化を図ります。
- 地域住民の研修会への参加促進を図るため、広報等を通じた事業周知に努めます。

**キ 日常生活用具給付等事業（身知精難発児）**

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行い、日常生活の便宜を図ります。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元 (2019)年度 (実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	利用量(件)	3	0	1	2	2	2
自立生活支援用具	利用量(件)	0	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	利用量(件)	0	0	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	利用量(件)	1	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	利用量(件)	108	140	110	120	130	140
居宅生活動作補助用具	利用量(件)	0	0	0	1	1	1

**【見込量確保の方策】**

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	利用量(件)	1	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	利用量(件)	1	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	利用量(件)	1	1	4	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	利用量(件)	1	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	利用量(件)	122	82	78	100	110	120
居宅生活動作補助用具	利用量(件)	4	0	0	1	1	1

- 障がい者の日常生活の便宜や福祉の増進を図るため、引き続き事業を実施するとともに、町のホームページ等を通じて事業の周知に努めます。

### ク 移動支援事業（身知精難発児）

屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加に資する外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元 (2019)年度 (実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
移動支援事業	利用量(人)	8	8	8	9	10	11
	利用量(時間)	1,029	985	565	1,050	1,060	1,070
移動支援事業 (障がい児)	利用量(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(時間)	0	0	0	0	0	0
移動支援事業 (障がい者)	利用量(人)	8	8	8	9	10	11
	利用量(時間)	1,029	985	565	1,050	1,060	1,070

#### 【見込量確保の方策】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
移動支援事業	利用量(人)	8	8	7	8	9	10
	利用量(時間)	504.5	574.5	507.6	580.0	652.5	725.0
移動支援事業 (障がい児)	利用量(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(時間)	0	0	0	0	0	0
移動支援事業 (障がい者)	利用量(人)	8	8	7	8	9	10
	利用量(時間)	504.5	574.1	507.6	580.0	652.5	725.0

- 障がい者の外出等の支援による社会参加の促進を図るため、引き続き事業を実施するとともに、町のホームページ等を通じて事業の周知に努めます。
- サービス提供体制の充実に向けて、今後とも事業者におけるヘルパーの確保、資質の向上を図っていきます。

### ケ 地域活動支援センター機能強化事業（地域作業所を含む）

各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

		平成30 (2018)年度 (実績)	令和元 (2019)年度 (実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
地域活動支援センター 事業 (地域作業所を含む)	実施か所(か所)	1	1	1	1	1	1
	利用量(人)	3	3	3	3	3	4

#### 【見込量確保の方策】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
地域活動支援センター 事業 (地域作業所を含む)	実施か所(か所)	1	1	1	1	1	1
	利用量(人)	2	2	2	2	2	3

- 地域で生活する障がい者の日中活動の場として、利用者の状況に応じた生活介護、就労系サービス等への移行も考慮した利用人数を見込み、創作的活動や生産活動、社会との交流の機会を引き続き提供します。

### (3) 地域生活支援事業の見込量【任意事業】

障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導などの支援を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進します。

#### ① 日常生活支援

##### ア 訪問入浴サービス

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として実施します。

		平成30 (2018)年度 (年間実績)	令和元 (2019)年度 (年間実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
訪問入浴サービス	実施の有無	-	-	-	有	有	有

#### 【見込量確保の方策】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
訪問入浴サービス	実施の有無	有	有	有	有	有	有

##### イ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、引き続き実施します。

		平成30 (2018)年度 (年間実績)	令和元 (2019)年度 (年間実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
日中一時支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	利用量(人)	13	10	14	14	15	15

#### 【見込量確保の方策】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
日中一時支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	利用量(人)	12	10	16	19	20	21

② 社会参加支援

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

ア スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するとともに、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

		平成30 (2018)年度 (年間実績)	令和元 (2019)年度 (年間実績)	令和2 (2020)年度 (実績)	令和3 (2021)年度 (見込み)	令和4 (2022)年度 (見込み)	令和5 (2023)年度 (見込み)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	-	-	-	-	-	有

【見込量確保の方策】

		令和3 (2021)年度 (実績)	令和4 (2022)年度 (実績)	令和5 (2023)年度 (見込み)	令和6 (2024)年度 (見込み)	令和7 (2025)年度 (見込み)	令和8 (2026)年度 (見込み)
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	-	有	有	有	有	有

## 第4章 第2期障がい児福祉計画の評価及び第3期障がい児福祉計画の確保方策

### 1 第2期障がい児福祉計画の成果目標等と進捗状況

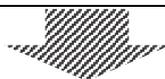
#### (1) 各事業の進捗状況（第2期障がい児福祉計画）

「綾町第1期障がい児福祉計画」で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

##### ① 障がい児通所支援等

##### 【第1期計画における目標】

前計画における成果目標		目標年度
児童発達支援センターを設置	1箇所	令和5年度
保育所等訪問支援の利用体制	構築	令和5年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスを確保	各1箇所	令和5年度
医療的ケア児支援の協議の場	設置	令和5年度



##### 【進捗状況】

本町では、児童発達支援センター、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所、医療的ケア児支援の協議の場については、宮崎市・東諸県圏域で整備を行っており、設置済となっています。

なお、保育所等訪問支援の利用体制については構築されているものの、まだ利用者がいない状況となっています。

項目	実績値		
	平成30年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センターを1箇所設置	設置済	—	—
保育所等訪問支援の利用体制の構築	設置済	—	—
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービスを其々1箇所確保	設置済	—	—
医療的ケア児支援の協議の場	設置済 (圏域)	—	—

## 2 国の基本指針の見直しに係る第3期計画の成果目標の設定

障がい児支援の提供体制の整備に係る国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定しております。

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備（第3期障がい児福祉計画）

#### 【国の基本指針】

- 令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和8（2026）年度末までに各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- 令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児<sup>※1</sup>を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児<sup>※2</sup>が適切な支援を受けられるように、令和8（2026）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- 障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8（2026）年度末までに各都道府県において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

※1 重症心身障がい児：重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

※2 医療的ケア児：人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものことで、障がいの新たなカテゴリーである。

【第3期計画の目標】

項目	目標年度：令和8年度 目標値	考え方
児童発達支援センターの数	■ 1箇所 ■ 設置形態：圏域	国の基本指針における数値目標等を基本としながら、地域の実情に即して策定される市町村計画における需給見込み等を勘案して、圏域ごとに均衡のとれた数値目標等を設定する。
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保 ■ 構築見込み	有	
難聴児支援のための体制の確保 ■ 確保見込み	無	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保 ■ 整備箇所数	■ 1箇所 ■ 設置形態：圏域	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 ■ 整備箇所数	■ 1箇所 ■ 設置形態：圏域	
医療的ケア児のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場 ■ 設置見込みの有無	■ 有 ■ 設置形態：圏域	
医療的ケア児等に関するコーディネーター ■ 配置見込みの有無	■ 有 ■ 設置形態：圏域	



### 3 第3期障がい児福祉計画における各サービスの見込量と確保方策

第3期障がい児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込量を算出にあたり、第2期障がい児福祉計画の実績や国の指針、県の方針等を踏まえ算出しています。

#### (1) 児童発達支援

障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

##### 【見込量確保の方策】

- 児童発達支援サービスを利用する児童が年々増加しています。
- 相談支援事業所や児童発達支援センターと連携を図り、障がい児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保及び質の向上に努めます。

#### (2) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

##### 【見込量確保の方策】

- 放課後等デイサービスを利用する児童が年々増加しています。十分なサービス提供体制を確保するために、今後も相談支援事業所や事業所等と連携を図り、必要なサービスの提供を行うよう努めます。
- 重症心身障がい児及び医療的ケア児にかかる支援についても、宮崎市・東諸県圏域において支援体制の構築を図ります。

#### (3) 保育所等訪問支援

保育所等の利用中、利用予定の障がい児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

##### 【見込量確保の方策】

- 今後、対象となる障がい児の把握を行うとともに、相談支援事業所、事業所、保育所等と連携し、必要なサービスの提供に努めます。

#### (4) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障がい児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行うものです。

**【見込量確保の方策】**

- 今後、対象となる障がい児の把握を行うとともに、相談支援事業所や近隣の事業所等と連携を図り、必要なサービスの提供に努めます。

**(5) 障がい児相談支援**

障がい児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障がい児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。

**【見込確保の方策】**

- 障がい児通所支援等を利用する児童が年々増加しており、今後も増加することが見込まれます。健康センターと連携を図り、対象児童の把握に努めます。
- サービス利用に係る相談を受けた際は、対象児童のニーズに応じた適切なサービスの提供が受けられるよう、相談支援事業所と連携を図り、支援に努めます。

**(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの人員配置**

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等の支援を総合調整することになります。このため、主に相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を想定しています。

また、この医療的ケア児等コーディネーターには、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図ります。

**【見込量確保の方策】**

- 県と連携を図り、宮崎市・東諸県圏域において人員の確保に努めます。



**○障害児通所支援・障害児相談支援等**

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	154 人日分	170 人日分	188 人日分
	9 人	10 人	11 人
放課後等デイサービス	350 人日分	365 人日分	380 人日分
	23 人	24 人	25 人
保育所等訪問支援	2 人日分	2 人日分	2 人日分
	1 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援	5 人日分	5 人日分	5 人日分
	1 人	1 人	1 人
障害児相談支援	7 人	7 人	7 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人配置	0 人配置	0 人配置

## 第5章 計画の推進体制等

### 1 計画の推進のために

---

#### (1) 障がい者（児）のニーズ把握・反映

障がいの重複化や障害福祉制度の谷間にある人、難病患者やひきこもり等への支援拡大の検討など、対象を広げた多様な障がい者（児）ニーズに柔軟に対応する谷間のない障がい福祉施策の推進が求められています。出来る限り、身近な地域において日常生活や社会生活を営むことができるように、障がいの特性や、ニーズに応じたサービス提供体制の充実を図るなどの自立生活を支援する仕組づくりが必要です。仕組づくり推進のためにも、施策の内容や提供方法などについて、綾町障がい者（児）自立支援協議会などを活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

#### (2) 地域社会の理解促進

発達障がいや高次脳機能障がい、並びに難病患者については、見た目には障がいがあることが分かりにくいという特徴があり、そのため周囲とのコミュニケーションが上手くいかなかったり、学校、職場や地域で困難を抱えたりすることがあります。障がいのある人もない人も、ともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障がいや障がい者（児）についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

#### (3) 障がい者（児）の地域参加の促進

障がいのある人もない人も共に暮らす地域の実現のためには、地域とつながりを強めていくことが大切です。地域行事や各種イベントに、障がい者（児）が積極的に参加していけるよう、環境づくりを進めていく必要があります。また、地域参加を支援していけるよう、地域福祉活動を促進します。

#### (4) 医療的ケアをはじめとする障がい特性を理解した人材の育成・確保

多様な障がい特性を理解した人材及び医療的ケアに対応できる人材が不足しており、福祉・医療人材の質と量の充実が求められています。それぞれの地域で、適切な医療的ケア等の支援を、誰もが施設と在宅の区別なく安心して受けられるよう、専門性の高い人材の確保に向けた勉強会や、質の向上に向けた研修を実施する等により、福祉人材の育成・確保を図ります。

## 2 推進体制の整備

### (1) 庁内の推進体制の整備

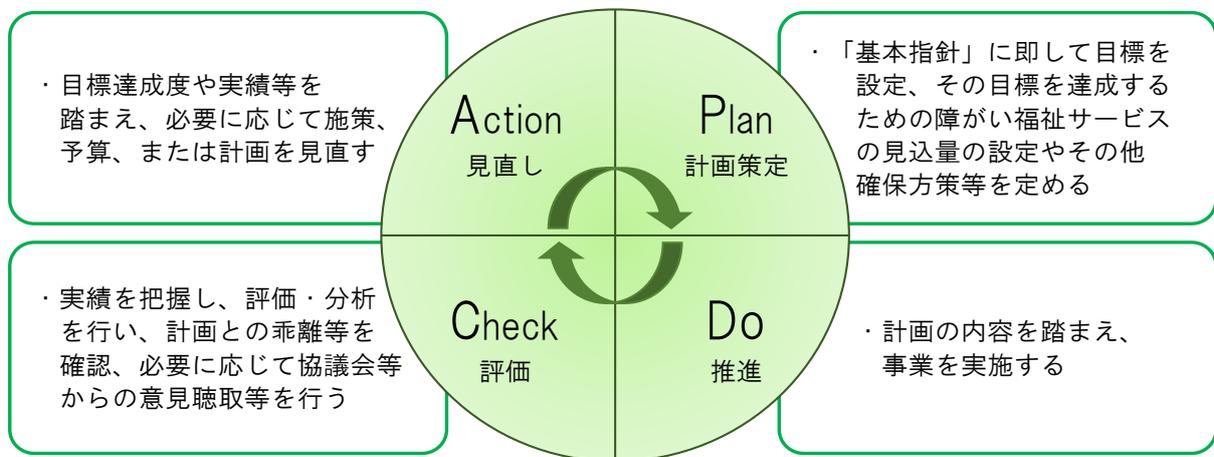
本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

また、すべての職員が、障がい者（児）に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

### (2) PDCA サイクルによる計画の評価・管理体制

計画は、障がい者等の生活に必要な障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね着実に取組を進めていくものです。

そのため、計画は3年ごとの見直しだけでなく、障がい者（児）やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について、調査・分析・評価し、課題がある場合には、随時対応していくなど、PDCA サイクルによる計画の着実な推進に今後も努めます。



### (3) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけではなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

町民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

#### (4) 関係機関との連携・協力体制の確保

本計画の推進にあたり、障がい者（児）の地域生活基盤の充実を図ることを目的として各種福祉サービスの提供を行うサービス提供事業者や当事者団体、民生委員・児童委員、さらに自治公民館等の地域団体との連携・協力を図ります。

また、障がい福祉サービスの提供や就労支援、地域生活への移行促進等においては、本町における取組だけではなく、宮崎県並びに周辺自治体を含む関係機関との広域的な調整が必要不可欠であり、適宜、連携・協力を図りながら、計画の推進に努めます。

#### (5) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく事業・施策を広く町民の理解を得ながら推進するために、関係機関、団体の啓発事業との協働等により、町民、地域団体、当事者団体など、地域全体に広く周知されるように広報・啓発活動を推進します。

また、本計画の趣旨や施策、実施状況等については、本町ホームページ等を通じ、広く情報提供を行い、町民の理解促進を図ります。



## 資料編

### 1 綾町障がい者自立支援協議会設置要綱

---

綾町障がい者自立支援協議会設置要綱

(平成 26 年 12 月 5 日告示第 88 号)

(目的)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 の規定に基づき、綾町障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障がい者福祉計画策定に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者団体の代表者
- (2) 障がい福祉サービス事業に従事する者
- (3) 保健、医療又は教育関係の業務に従事する者
- (4) 相談支援事業者
- (5) 障がい者の家族会の代表者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福祉保健課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。



令和6年3月

綾町  
第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画  
(令和6年度～令和8年度)

発行：綾町福祉保健課  
〒880-1392  
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 515 番地  
電話：0985-77-1114